阪急嵐山駅前オープンカフェイベントに係る企画・運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

阪急嵐山駅前オープンカフェイベントに係る企画・運営等業務

2 背景・目的

京都観光総合調査によると、本市への観光客が増加している。一方で観光客の集中により市民生活に大きな影響が出ており、観光の分散化が全市的な課題である。京都市産業観光局が実施した平成28年度の京都観光総合調査の結果では、日本人観光客の訪問先として、嵯峨嵐山周辺(右京区)で26.8%に対し、松尾・桂周辺(西京区)では4.2%である。(外国人では、嵐山・嵯峨野が31.2%、西京区は上位25位にはなし)

そのため、区内外から広く人が集まる阪急嵐山駅でオープンカフェイベントを実施し、イベント会場で西京区をPRするパンフレット等を配布することなどにより、西京区の寺院や観光地など西京区の魅力と文化を発信することで、西京区への観光客を増加させるとともに、観光の分散化を図る。

3 業務の内容

以下の各号の業務を行うこと。

(1) 阪急嵐山駅前オープンカフェイベントの企画運営

ア イベントの名称は、「阪急嵐山駅前オープンカフェイベント 2018」とすること。

- イ 会場は、阪急嵐山駅前のオープンスペースを利用すること。
- ウ 開催日は、平成30年9月~12月の期間で、毎月1回土日のどちらかで開催し、 午前10時から午後5時までとすること。具体的な開催日、開催時間については事前 に西京区役所と協議し、決定すること。
- エ 酒類販売を含む飲食、ステージパフォーマンス等を企画、運営すること。また、出 店する飲食店等の開拓は受託業者が行うこととし、オープンカフェイベント実施に係 る模擬店の届出等の手続きについても受託業者が行うこと。
- オ 出店する飲食店等のブースの運営について, 阪急電車の乗客には割引を実施する, またはプレゼントを配布するなど優遇措置を検討すること。
- カ 西京区をPRするパンフレット「西京区おさんぽマップ (仮)」を西京区役所から 入手し、会場で配布すること。
- キ 企画運営については、第一回目の開催の際に開会セレモニーの実施を検討すること。
- ク 来場者が多い場合は交通整理を行うなど安全対策に努めること。
- ケー会場のゴミ収集及び廃棄を行うこと。
- コ 上記のほか、独自企画業務があれば実施すること。

(2) 広報活動の企画及び実施

ア 阪急嵐山駅前オープンカフェイベントの概要を記し、別添「ポスター及びチラシの 作成に関する仕様書」の仕様を満たしたポスター及びチラシ(以下「ポスター等」と いう。)を作成すること。

なお, 広報発表は平成30年8月下旬に実施する予定である。

イ 仕様書に記載するポスター等の部数について、紙媒体以上に効果的な広報活動が実

施できる場合に限り、部数を変更することができる。

- ウ ポスター等は、全国の旅行業者及び宿泊施設等の観光関連業者、各種情報誌、ウェブサイト、公共交通機関等に提供するなど、効果的な広報を図ること。
- エ 上記のほか、独自企画業務があれば実施すること。

(4) 集客対策の実施

前号の広報活動以外に、来場者の増加に資する独自企画業務があれば実施すること。

(5) 運営体制の確保

- ア イベント開催中は誘導員等のスタッフを十分に配置し、安全かつ確実に業務遂行で きる体制を備えること。
- イ 当日のスタッフ数、配置場所等は、事前に提示し、了解を得ること。
- ウ 必要に応じて、人止め柵の設置、撤去等を行うこと。
- エ 上記のほか、独自企画業務があれば実施すること。

(6) 業務の取りまとめ

- ア 収支決算, 実施内容, イベント当日の写真等を含む実績報告書を作成すること。
- イ イベント実施後に行う、関係者による反省会において、前項の実績報告書を用いて 実績を報告すること。

(7) その他、本業務に関し、西京区長が必要と認める事項

- ア 電気工事及び会場設営等業務は,過去に同種の事業実績を有する業者に依頼すること。
- イ 開催場所での法令(道路占有許可,火災予防条例,模擬店の開設届等)に関する届 出を行うこと。
- ウ 原則、本業務に必要な物品等は受託業者が用意すること。
- エ 西京区マスコットキャラクター「にしきょう・たけにょん」を企画や広報等で活用 すること。
- オ 本業務終了後,速やかに設置物の撤収を行うこと。
- カ 契約後,速やかにイベントスケジュール等の詳細を業務計画書に取りまとめ,西京 区長と協議のうえ,承認を得ること。
- キ イベントの企画、実施及び広報業務の実施に当たっては、西京区長と協議し、承認を得ること。
- ク 実施に当たっては、西京区役所と十分に打合せのうえ、連携して実施すること。

4 提出書類

受託者は、本業務完了後に以下の書類を収めた電子記録媒体を1部、西京区長に提出すること。ただし、第1号の実績報告書は書面でも提出すること。

- (1) 実績報告書
- (2) 当日の記録写真
- (3) ポスター等
- (4) その他西京区長が必要と求める資料

ポスター及びチラシの作成に関する仕様書

(掲載内容及びデザイン)

第1条 ポスター及びチラシ(以下「ポスター等」という。)は阪急嵐山駅前オープンカフェイベント(計4回分)をまとめて一つのポスター等に掲載し、作成すること。

また、ポスター等のデザインは、西京区マスコットキャラクター「にしきょう・たけに よん」の画像を使用し、イベントを十分に発信できるデザインとすること。

なお、たけにょんの画像は、以下のサイトからダウンロードできる。

たけにょん画像 http://www.city.kyoto.lg.jp/nisikyo/page/0000164217.html

(記載事項)

- 第2条 ポスター等に共通して記載する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業名
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 会場周辺図
 - (5) 主 催
 - (6) 後 援
 - (7) 問合せ先
 - (8) 京都市紋章と京都市ロゴタイプ
 - (9) その他受託者が企画するイベント内容に関する事項
- 2 公共交通機関の利用を促す旨を記載すること。また、会場周辺図には以下の事項を記載すること。
 - (1) 会場周辺の公共交通機関の位置
 - (2) ランドマークとなる建物等
 - (3) 主要な道路
- 3 第1項第7号の問合せ先は、別表1のとおりとする。

(ポスターの細則)

- 第3条 次に掲げる事項を満たすポスターを, B2縦で200部以上作成すること。
 - (1) 片面カラー印刷で、コート紙(110k)を使用すること。
 - (2) 前号のB2縦のポスターには、次の文言を必ず記載すること。
 - ア 発行:西京区役所地域力推進室
 - イ 京都市印刷物第〇〇〇〇〇号
 - ウ その他,区長が必要と認める事項

(チラシの細則)

- 第4条 次に掲げる事項を満たすチラシを1,000部以上作成すること。
 - (1) A 4 カラー印刷で、コート紙 (90k) を使用すること。ただし、チラシに記載する

情報量に応じて両面印刷も可とする。

- (2) 以下の事項を必ず記載すること。
 - ア 発行:西京区役所地域力推進室
 - イ 京都市印刷物第○○○○○号
 - ウ 発行年月:平成30年○月
 - エ その他,区長が必要と認める事項

(ポスター等の納期及び納品先等)

- 第5条 ポスター等の納期は、平成30年8月17日(金)とする。
- 2 ポスター等の納入場所は西京区役所地域力推進室とする。

(校正)

第6条 校正は、原則2回までとする。

(その他)

第7条 上記の他,本仕様書に明示されていない事項について,業務の性格上必要と認められるものは,西京区役所と受託者とで協議を行い決定する。

別表1 (第2条関係)

京都市西京区役所地域力推進室 総務・防災担当 石井,瀧 TEL 075-381-7158